

議案第 5 号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、地方自治法第 1 1 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 1 月 1 8 日 提出

提出者	日野町議会議員	小 谷 博 徳
賛成者	日野町議会議員	竹 永 明 文
賛成者	日野町議会議員	安 達 幸 博
賛成者	日野町議会議員	佐々木 求
賛成者	日野町議会議員	松 原 直 人
賛成者	日野町議会議員	中 原 信 男

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 1～5 略 <u>（議員報酬の月額の特例）</u> <u>6 議員報酬月額は、別表第1の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、「308,000円」とあるのは「292,600円」と、「229,000円」とあるのは「217,550円」と、「220,000円」とあるのは「209,000円」と、「215,000円」とあるのは「204,250円」とする。</u>	附 則 1～5 略

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。